



第 14 号

発行人 濱野 吉生
編集人 菅原 哲朗

日本スポーツ法学会事務局
〒186 0004 東京都国立市中一 九 八

第七叶ビル五F

総合スポーツ研究所内

電話 〇四一 五八〇 一三五一
FAX 〇四一 五八〇 六二七五

第七回大会開催のお知らせ

本年十二月十八日(土)、新宿区西早稲田の早稲田大学国際会議場において、日本スポーツ法学会第七回大会を開催いたします。大会では、自由研究発表、会務を処理するための定期総会、「競技者を巡る法律問題」をテーマとする基調講演、シンポジウムをもつことを予定しております。

日本スポーツ法学会 三部会合同研究会記録

日時：平成十一年七月二十四日(土)
場所：岸記念体育館

1 一九九九年年度日本スポーツ法学会三部会合同研究会が七月二四日(土)(14:00~17:00)に岸記念体育館において実施された。テーマは「競技者を巡る法律問題」で司会は森川貞夫会員(日本体育大学)と山田二郎会員(東海大学)がつとめ、発表は太田章氏(早稲田大学)が「競技者の立場から」、牛木素吉郎会員(兵

庫大学)が「ジャーナリストの立場から」、萩原金美会員(神奈川大学)が「法学者の立場から」、実務家の立場から菅野正二郎会員(弁護士)が「競技者の肖像権」(パブリシティ)を巡る問題について」と題して行われた。

2 太田氏は、日本代表選手選考の不透明性を指摘した上で、特に団体スポーツでは監督の権限に選考が左右されることと、大学運動部の暴力事件は犯罪に相当し、スパルタ的な

指導も法律の面から許されない場合があることに言及した。また、体操の新しい技は著作権に相当するのではないが、新しい技をめぐるスパイ行為の事実、監督・コーチによる金銭横領、大学運動部の縦社会から生ずる問題等々について特に大学運動部が抱える諸問題を浮き彫りにした。さらにレスリングのルールそのものに内在する矛盾や予選突破に絡んだ不正行為についても指摘した。最後に競技団体が上記のようなことを防ぐためにルールを変えていかなければならないことが強調された。

3 牛木会員はスポーツ団体の「独占事業体」的性格、アマチュアリズムの残存、プロスポーツの基盤という視点から、欧州・中南米のクラブとサッカー界では団体に加盟しなければ競技そのものが不可能で選手には選択の余地がないこと、日本体育協会のアマチュア規定の問題点はこれが競技

者を統制する手段として使われたこと、クラブの選手に対する保有権についての検討を行った。

また、肖像権について、これを大手代理店に売って選手には金銭を渡さずに団体の懐に入れるのは、まさに裁判の問題になることを指摘した。プロの選手は請負契約か雇用契約のどちらに相当するのかといったことや、契約の仕方について日本と欧米との考えの違い（*resign* と *fire*）の違いが紹介された。

4 萩原会員は、競技者をめぐる法律問題は多面的であり、多様性を含んでいて、私法的側面、刑事法的側面、公法的側面という3つの側面からみることができるとはではないかという考えを示した。また、これに加えて社会法・団体的側面も考慮されなければならないとした。

また、スポーツの世界には前近代的、非近代的な法律問

題と脱現代的な法律問題があり、国家法中心的・依存的思考があること、団体の中で紛争の解決を図ろうとする自主的な法を作ろうとしない体質が指摘された。そして、日本では「自治型法」という名の管理型法が主流になっているという批判が提示された。さらに、スポーツにおける法的紛争の正しい解決を図るためにはスポーツ団体の自治法が必要だとし、自分達が選んだ「オーダーメイド」すなわち、「民営スポーツ裁判所による紛争解決と具体的法形式」の裁判を追求しなければならぬと強調した。

5 菅野会員は、プライバシー権とパブリシティ権という肖像権の二面性を指摘した上で、後者について、アメリカ法の発展過程を具体的に整理した。パブリシティ権を「プライバシー」の制約は仕方ないにして、肖像権を勝手に商売として利用するのはおかしいと主張

する権利」「自分の顔を自分でコントロールする権利」と位置づけ、特にアメリカの映画俳優とメジャーリーグのプレイヤーの肖像権をめぐる不法行為に対する差し止めが認められた例を紹介した。

6 さらに、団体スポーツとの間の団体と自分との間のパブリシティ権をめぐる問題で争われた例は日本ではないこと、そもそも団体登録と肖像権がリンクされていること、などが指摘され、プロ野球やJリ

ーグの統一契約書を例示しつつ、パブリシティ権は団体に属するのか、個人に属するのかという点についての菅野氏の考察が示された。
質疑では、ドーピング問題の本質の所在や手続上の問題、契約の有効性、代理交渉をめぐる課題、紛争解決の具体的な将来像、プライバシーとパブリシティとの関係性などについて、活発な議論が展開された。

(文責：中村祐司)

一九九九年 第二回

理事会 議事要録

日時：平成十一年六月五日(土)
場所：早稲田大学人間総合研究センター分室

出席理事 濱野吉生、小笠原正、菅原哲朗、永井憲一、森川貞夫

委任状提出理事 伊藤勇、佐藤千春、山田二郎、中村浩爾、

議題 一新入会員に関する件

奥島孝康、萩原金美、諏訪伸

夫、坂本重雄、井上洋一

出席監事 池井 優

委任状提出監事 日野一男

議題

一新入会員に関する件

入会申込みがあり承認をした

会員は次の五名である。

林憲雄・矢澤久純・原三千雄・前田憲昭・小野陽二
会員の現在数が二〇六人であることが報告された。

二 第七回大会開催準備に関する件

日程：平成十一年二月一日

八日(土)

場所：早稲田大学国際会議場

予定テーマ：競技者を巡る法律問題

予定基調講演：ドーピング・仲裁裁判所をめぐる法律問題

川原貞助教授(東京大学大学院総合文化研究科)および安全配慮義務について：小笠原正(東亜大学法学部)シンポジウムも行うなど。

三 夏の三部会合同研究会開催準備に関する件

次の通り開催することを決定した。

日程：平成十一年七月二四日

(土)

場所：日本体育協会・岸記念

体育館

テーマ：競技者を巡る法律問題

四 研究組織変更に関する件

従前の研究体制としては、事故部会(山田二郎理事)、実定法部会(永井憲一理事)、固有法部会(萩原金美理事)があったが来年からは、機構改革をした上で、三部会制から新たな研究専門委員会に移行する方向で検討する。

なお、実定法部会としては研究を終えたことを確認した。

五 セキュリティフォーラム

開催に関する件

総合スポーツ研究所よりの企画書を検討し、実現する方向で討議をする。

六 その他

(一) 年報六号の進行状況が報告された。

(二) 会計処理について討議された。

(三) 日体大のサーバーを借りて、インターネット・ホームページを立ち上げることが報告された。

一九九九年 第三回

理事会 議事要録

日時：平成十一年七月二四日

(土)

場所：財団法人日本体育協会・岸記念体育館

出席理事 濱野吉生、小笠原正、伊藤義、菅原哲朗、永井憲一、森川貞夫、佐藤千春、山田二郎、中村浩爾、萩原金美、諏訪伸夫、坂本重雄

出席監事 池井優、日野一男

委任状提出 奥島孝康、井上洋

一

議題

一 入・退会会員に関する件

入会申込みがあり承認をした

会員は次の一名である。

平井千貴

二 セキュリティフォーラム

開催に関する件

伊藤義理事より状況説明がなされた。

三 年報第七号(予定)に関する

件

四 第七回大会開催準備に関する件

以下の通り、承認決定された。

日程：平成十一年二月一日

八日(土)

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：競技者を巡る法律問題

予定基調講演：ドーピング・仲裁裁判所をめぐる法律問題

川原貞助教授(東京大学大学院総合文化研究科)および安全配慮義務について：小笠原正(東亜大学法学部)シンポジウムも行うなど。

三 夏の三部会合同研究会開催準備に関する件

次の通り開催することを決定した。

日程：平成十一年七月二四日

(土)

場所：日本体育協会・岸記念

本日は夏の三部会合同研究会が引き続き開催されたので、

短時間のうちに終了した。

.....

一九九九年 第四回

理事会 議事要録

日時：平成十一年九月十八日

(土)

場所：早稲田大学人間総合研究センター分室

出席理事 濱野吉生、小笠原正、伊藤堯、菅原哲朗、山田二郎、萩原金美、井上洋一

出席監事 日野一男

委任状提出 奥島孝康、永井憲

一、森川貞夫、佐藤千春、中村浩爾、諏訪伸夫、坂本重雄、池井優

議題

一 入・退会会員に関する件

入会申し込みがあり承認をした会員は次の4名である。

吉川智、原後山治、吉岡寛、菊谷秀子

会員の現在数が二百十一人で

二 年報第七号に関する件

あることが報告された。

スウェーデンの学者から、英文版を求められたケースがある。英文のサマリーをつくらなければならない。費用及び正確な英文サマリーを作成する手だての確保などに留意しながら継続討議。

三 第七回大会開催準備に関する件

日程：平成十一年十二月十八日(土)

場所：早稲田大学国際会議場

テーマ：競技者を巡る法律問題

自由研究発表は、八月末日までに申し込みのあった七名につき承認決定された。追って、

許諾通知を発送する。

四 年報第六号進捗状況(確認報告)

五 ドーピング講演会(ドイツ語)共催に関する件

日程：平成十一年十月十四日(木)

場所：早稲田大学

テーマ：スポーツにおけるドーピングの法的諸問題

講師：アンジェイ・J・シユバルツ教授

日本スポーツ学会(スポーツネットワーク)との共催を承認決定された。

当日は、伊藤前会長が挨拶をし、報告とおりの経費負担について了承された。

六 その他

* 会計報告について。

* 名簿の整備について。

* 三役・部会長会議予定：十月二日(土) AM 10時・国立の事務局にて

* 第5回理事会予定：十月十六日(土) PM 4時・国立の事務局にて

お知らせ

九月十四日に左記の通り、日本学術会議会員推薦管理会より日本スポーツ法学会が登録されましたのでご報告致します。

第18期日本学術会議会員の選出に係る学術研究団体の登録申請の結果について(通知)

標記について、本会における審査の結果、貴団体を、日本学術会議法(昭和23年法律第121号)第18条第3項に基づき登録したので、学術研究団体の登録に関する規則(昭和59年日本学術会議規則第1号)第9条の規程により通知します。

なお、登録事項のうち、関連研究連絡委員会名及び構成員数は次のとおりです。

1 関連研究連絡委員会名

社会法学 研究連絡委員会

基礎法学 研究連絡委員会

体育・スポーツ科学 研究連絡委員会

2 構成員数(学術研究従事者)